

渋川市告示第146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、
本市区域内の字区域を別紙変更調書のとおり告示する。

なお、この字区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項に規定する換地処分の公告のあった日の翌日から生じる。

平成30年12月25日

渋川市長 高 木 勉

この謄本は、平成30年渋川市告示第146号の原本と相違ないことを証明する。

平成31年1月9日

渋川市長 高 木



別紙

変 更 調 書

大 字	字	地 番
赤 城 町 津 久 田	①上 カ ノ	3 2 7 3 の 1 の一部、3 2 7 3 の 2 の一部、3 2 7 3 の 3、3 2 7 4 の 1 から 3 2 7 4 の 3 まで、3 2 7 5、3 2 7 6 の 1 から 3 2 7 6 の 3 までの各一部、3 2 9 0 の一部、3 2 9 1 の一部、甲 3 2 9 2 の一部、乙 3 2 9 2 の一部、3 2 9 3 の一部、3 2 9 4、3 2 9 5、3 2 9 6 の一部、3 2 9 7 の一部、3 3 0 1 から 3 3 0 3 までの各一部
赤 城 町 津 久 田	②高 岩	3 3 4 0 の 1 の一部、3 3 4 0 の 2 の一部、3 3 4 1 の 1 の一部、3 3 4 1 の 2 の一部
赤 城 町 津 久 田	③美 坂	3 3 5 6 の 5 の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の一部を含む。）及び③赤城町津久田字美坂 3 3 5 6 の 5 から 3 3 5 6 の 8 までの地先の道路である市有地の一部を赤城町津久田字大林に変更する。

大 字	字	地 番
赤 城 町 津 久 田	④大 林	3 2 3 4、甲 3 2 3 4 の一部、3 2 3 5 の 2 の一部、3 2 3 7 から 3 2 3 9 までの各一部、3 2 7 2 の 6 の一部、3 2 7 2 の 1 2 の一部
赤 城 町 津 久 田	⑤高 岩	3 3 1 2 の 1 の一部、3 3 1 2 の 2 の一部、3 3 1 3 から 3 3 1 5 までの各一部、3 3 3 0 から 3 3 3 2 までの各一部、3 3 4 0 の 1 の一部、3 3 4 0 の 2 の一部
赤 城 町 長井小川田	⑥上 狩 野	3 8 6 5 の 2 の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の全部を含む。）を赤城町津久田字上カノに変更する。

大 字	字	地 番
赤 城 町 津 久 田	⑦大 林	3 2 6 7 の 2 の一部、3 2 6 7 の 5 の一部、3 2 6 7 の 6 の一部
赤 城 町 津 久 田	⑧美 坂	3 3 5 2 の 2 の一部、3 3 5 3 の 2 の一部、3 3 5 3 の 3 の一部、3 3 5 5 の一部、3 3 5 6 の 1 から 3 3 5 6 の 4 まで、3 3 5 6 の 5 の一部、3 3 5 6 の 6 から 3 3 5 6 の 8 まで、3 3 5 7 の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の一部を含む。）を赤城町津久田字高岩に変更する。

大 字	字	地 番
赤 城 町 津 久 田	⑨高 岩	甲 3 3 2 3 の一部、3 3 4 2 の一部、3 3 4 3 の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の全部を含む。）及び⑨赤城町津久田字高岩 3 3 4 6、3 3 4 7 の 1、3 3 4 7 の 2 に隣接する道路である市有地の全部を赤城町津久田字美坂に変更する。

大 字	字	地 番
赤 城 町 津 久 田	⑩上 カ ノ	3 3 0 8の一部、3 3 1 0の一部、3 3 1 1
赤 城 町 津 久 田	⑪高 岩	3 3 1 2の1の一部、3 3 1 2の2の一部、3 3 1 3から3 3 1 5までの各一部、3 3 1 6の1、3 3 1 6の2、3 3 1 7の1、3 3 1 7の2の一部、3 3 1 8の1から3 3 1 8の3までの各一部、3 3 1 9の1、3 3 1 9の3、3 3 2 0の1、3 3 2 0の3、3 3 2 1の1、3 3 2 1の3、3 3 2 2、3 3 2 8から3 3 3 0までの各一部
赤 城 町 長井小川田	⑫備 江	3 7 3 8の3、3 7 4 2の4
赤 城 町 長井小川田	⑬高 釜	3 8 3 4の4、3 8 3 4の5、3 8 3 5の1から3 8 3 5の4まで、甲3 8 3 6、3 8 3 6の2、3 8 3 6の3
赤 城 町 長井小川田	⑭藤 木	2 1 8 3の2、3 9 4 1の1、3 9 4 2の1、3 9 4 4の1、3 9 4 4の2、3 9 4 6の3の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の全部を含む。）及び⑫赤城町長井小川田字備江3 7 4 2の1、3 7 4 8から3 7 5 0まで、3 7 6 0、3 7 6 1、3 7 6 3、3 7 6 4、3 7 6 7、3 7 7 5、3 7 7 6の1、3 7 7 6の3に隣接する道路である市有地の全部、⑬赤城町長井小川田字高釜3 8 3 4の2に隣接する道路である市有地の全部、⑭赤城町長井小川田字藤木3 9 4 5、3 9 4 6の1に隣接する道路である市有地の全部、⑮赤城町長井小川田字鳥山3 8 7 1、3 8 7 2の1、3 8 7 2の2に隣接する道路である市有地の全部、⑯赤城町津久田字大林3 2 1 5の1に隣接する赤城町長井小川田字甲鳥山の道路である市有地の全部、⑰赤城町長井小川田字棚3 8 8 4の1、3 8 8 5の3、3 8 8 6の1、3 8 8 7の1、3 8 8 8の1、3 8 8 9の1、3 8 9 0の1、3 8 9 4の1、3 8 9 5の1、3 8 9 6の1、3 8 9 8の1、3 8 9 9の2、3 9 0 3の1、3 9 0 5の1、3 9 0 6の1、3 9 0 7の1、3 9 0 8の1、3 9 0 9の2、3 9 1 0の1、3 9 1 1の1、3 9 1 2の1、3 9 2 1、3 9 2 7に隣接する道路である市有地の全部を赤城町長井小川田字上狩野に変更する。